

《月刊 JTC 『節税コラム』 12 月号》
第 1 回～医療費控除で税金が安くなる！？～

今年も残すところわずかとなりましたが、皆さまにとってのこの一年はいかがでしたでしょうか？年初に立てた目標をすでにクリアしている人、もう少しでクリアしそうな人、一方で今年は諦めて来年に向けて「一から頑張ろう！」と考えている人など様々だと思います。また、「今年一年は医者にかかることなく健康に過ごせた」とか「年の半ばで体調を崩して数週間入院した」と健康面を振り返っている方もいらっしゃるのではないでしょうか。

さて所得税では、自分自身や『生計を一にしている家族』のために支払った医療費について一定金額が控除される医療費控除が認められています。

医療費控除の対象となる金額は・・・



『実際に支払った医療費の金額』－『所得金額の 5% (最高 10 万円)』で求められ、上限は 200 万円です。

※『実際に支払った医療費の金額』は、『高額療養費制度』によって返金された金額や入院給付金など保険会社から給付を受けた金額を除いて計算します。

※医療費控除を受けるためには確定申告が必要になります。従いまして、年末調整によって税金計算が完了するサラリーマンの方も確定申告をして頂く必要があります。

※医療費控除の対象となる医療費はあくまでも『治療』のためのものであって、『予防』や『健康維持』、『美容』などのためのものは基本的には対象になりませんのでご注意ください。また、通院のための公共交通機関(電車やバスなど)の料金は基本的には医療費控除の対象になりますが、マイカーでの通院にかかるガソリン代や駐車場代は対象になりません。

《こんな支払いも医療費控除の対象になる??》



①一人暮らしをしている母親の医療費を支払った場合

⇒母親の収入が少額で、子どもからの仕送りによって生活をしている場合には医療費控除の対象になります。

②入院の際に差額ベット代を支払った場合

⇒基本的には医療費控除の対象になりませんが、医師等の診療等を受けるために必要なものであれば、医療費控除の対象になります。

③メタボ検診を受けた結果、『積極的支援』の対象者となり指導料を支払った場合

⇒メタボ検診を受けた結果、血圧や脂質等の値が一定の条件に該当し、『積極的支援』にかかる指導料を支払った場合には医療費控除の対象になります。

④要介護認定を受けている父親が入所している介護老人保健施設へ施設サービス費に係る自己負担額を支払った場合

⇒介護老人保健施設の施設サービス費に係る自己負担額やその他診療又は治療を受けるためにやむを得ず支払う使用料については、医療費控除の対象となります。また、施設に通う際の交通費についても通常必要なものであれば医療費控除の対象になります。

生活をする上で健康第一であることは言うまでもないですが、体調を崩して医療費の出費がある方は所得税が安くなったり、場合によっては税金の還付を受けることができるかもしれません。医療費控除を受けるためには医療機関から発行された領収書が必要になりますので、上記の 4 項目も含めて該当する方は今のうちから資料整理などの準備を進めてみてはいかがでしょうか。

(文責 多田俊生)